

平成 26 年 3 月 15 日

お客様各位

東洋ランドリー株式会社

TEL 03-3451-3251

FAX 03-3451-3673

## 平成 26 年 4 月 消費税法改正に関するご案内

平素より格別なご高配を賜り御礼申し上げます。

既にご承知の通り、消費税法の改正に伴いまして、平成 26 年 4 月より消費税が 5% から 8% へ引き上げられることとなりました。これにより弊社クリーニング料金につきましても平成 26 年 4 月 1 日以降に係る部分につきましては、下記の通り、新消費税率 8% にてご請求させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

平成 26 年 3 月 31 日 までの 集荷分 5%  
内税表記

平成 26 年 4 月 1 日 以降の 集荷分 8%  
外税表記

平成 26 年 4 月 1 日 以降の 集荷分に関しましては、従来の内税表記より外税表記に変更させていただきます。

また、すでに発行させて頂いたご請求書につきましても、新消費税率適用による差額が発生した場合、次回ご請求時に差額分のご請求をさせていただきますたく存じます。

ご不明な点がございましたら、大変お手数ではありますが弊社までお問い合わせください。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上